

次期「京都市建築物安心安全実施計画」骨子（案）に関する 市民意見募集の結果について

京都市では、建築物における災害や事故から市民のいのちを守り、日々の安心した暮らしを確保するため、平成22年3月に「京都市建築物安心安全実施計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、学識経験者、関係団体、行政機関からなる「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を中心に、公民の役割分担と協働のもと、新築建築物と既存建築物の双方の安心安全対策を総合的・計画的に進めてまいりました。

現行計画の計画期間満了に伴い、推進会議における議論を経て、SDGsや京都市レジリエンス戦略、コロナ禍等の社会動向を踏まえつつ、現行計画を継承発展させた次期「京都市建築物安心安全実施計画」（以下「次期計画」という。）の骨子（案）を取りまとめ、市民の皆様幅広く御意見を募集いたしました。

この度、市民意見募集の結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

1 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和2年11月2日（月）から12月1日（火）まで

(2) 周知方法

ホームページ掲載、市民しんぶん全市版（令和2年11月1日号）、市民意見募集冊子の配布（市役所案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所、（公財）京都市景観・まちづくりセンター及び各市立図書館等）等

(3) 意見募集結果

ア 意見書数及び意見数

意見書数：137通 意見数：379件

イ 御意見をいただいた方の属性

別紙1のとおり

ウ 御意見の内訳

項 目	意見数
1 骨子全般について	7 2
2 柱1 質の高い新築建築物の供給促進について	5 3
3 柱2 既存建築物の安全性確保と活用促進について	9 5
4 柱3 歴史的なまちなみの保全と防災性の向上について	6 2
5 柱4 円滑な建築関係手続の推進について	5 6
6 柱5 事故・災害時に迅速に対応できる環境の整備について	1 6
7 その他の御意見・御提案について	2 5
合 計	3 7 9

エ 主な御意見の内容と御意見に対する本市の考え方

別紙2のとおり

2 今後の予定

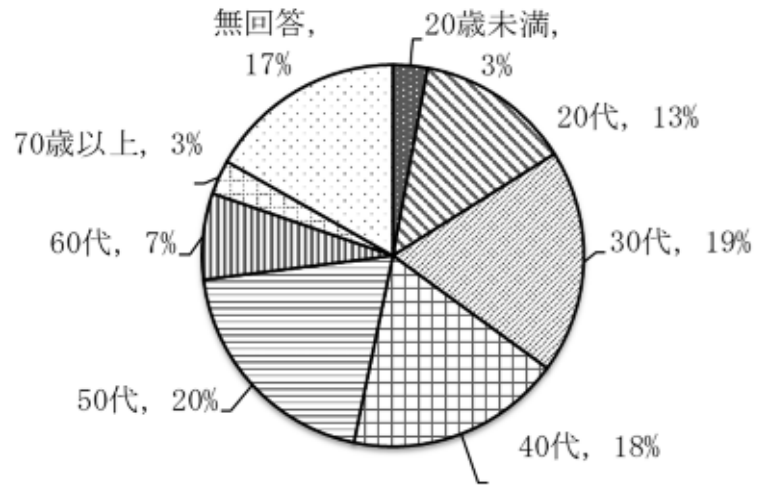
令和3年2月 推進会議開催

3月 次期計画策定

次期「京都市建築物安心安全実施計画」骨子（案）に関する
御意見をいただいた方の属性

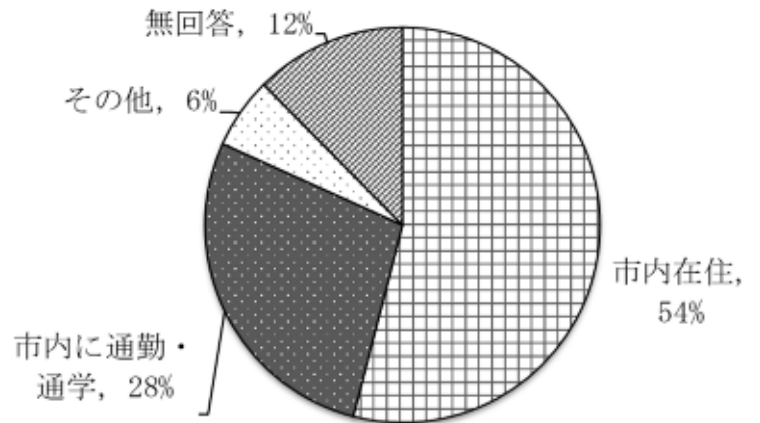
1 年齢

区分	通数	割合(%)
20歳未満	4	3
20代	18	13
30代	26	19
40代	25	18
50代	27	20
60代	10	7
70歳以上	4	3
無回答	23	17
合計	137	100



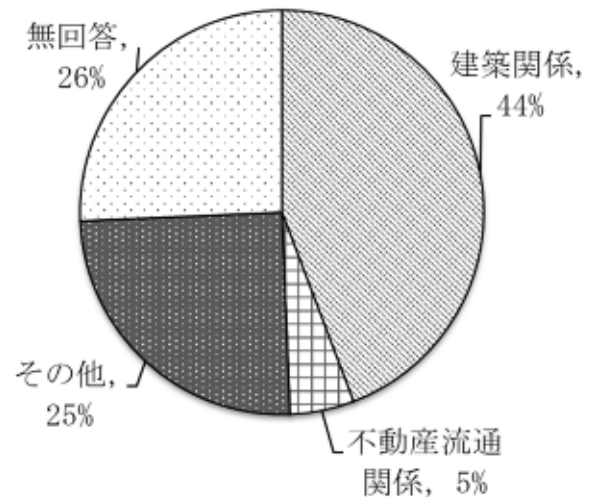
2 居住地等

区分	通数	割合(%)
市内在住	74	54
市内に通勤・通学	38	28
その他	8	6
無回答	17	12
合計	137	100



3 職業

区分	通数	割合(%)
建築関係	61	44
不動産流通関係	7	5
その他	34	25
無回答	35	26
合計	137	100



次期「京都市建築物安心安全実施計画」骨子（案）に関する主な御意見の内容と 御意見に対する本市の考え方について

（御意見の内訳）

項 目	意見数
1 骨子全般について	7 2
(1) 趣旨に賛同する御意見	4 0
(2) その他の御意見	3 2
2 柱 1 質の高い新築建築物の供給促進について	5 3
(1) 柱 1 全般について賛同する御意見	2
(2) 建築物の良質化に向けた社会全体での意識の底上げに関する御意見	8
(3) 良質な建築物に求める要素に関する御意見	1 6
(4) 建築物の品質・性能の「見える化」の推進に関する御意見	1 6
(5) 地域と調和した建築計画の誘導に関する御意見	6
(6) その他の御意見	5
3 柱 2 既存建築物の安全性確保と活用促進について	9 5
(1) 柱 2 全般について賛同する御意見	1
(2) 危険・違反建築物の未然防止及び指導強化に関する御意見	1 4
(3) 定期報告制度の社会への定着に関する御意見	2 2
(4) 建築物の維持保全に関する御意見	1 1
(5) 建築物の品質・性能の「見える化」の推進に関する御意見	4 3
(6) 空き家の活用・適正管理に関する御意見	4
4 柱 3 歴史的なまちなみの保全と防災性の向上について	6 2
(1) 柱 3 全般について賛同する御意見	1 0
(2) 柔軟かつきめ細やかに対応できる保全型の制度運用の構築に関する御意見	1 8
(3) 防火改修等の技術開発や減災文化等の継承の推進に関する御意見	7
(4) 歴史的建築物の活用や路地再生の地域社会での定着に関する御意見	1 8
(5) その他の御意見	9
5 柱 4 円滑な建築関係手続の推進について	5 6
(1) 柱 4 全般について賛同する御意見	2
(2) ICTの活用による建築関係手続の合理化に関する御意見	3 7
(3) 公民協働による人材育成・情報共有の取組の充実にに関する御意見	9
(4) その他の御意見	8
6 柱 5 事故・災害時に迅速に対応できる環境の整備について	1 6
(1) 柱 5 全般について賛同する御意見	4
(2) ICTの活用による応急危険度判定業務の合理化に関する御意見	1 2
7 その他の御意見・御提案について	2 5
合 計	3 7 9

1 骨子全般について（72件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 趣旨に賛同する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画のひとつひとつはとても大切なことばかりだと思うので、着実かつ継続的にこれらの計画を進めていってほしい。 ・ 良い案だと思います。引き続きこれからの京都のために頑張ってください。 ・ これまでの取組に満足せず、更なる進化を目指す案となっている。 ・ 建築行政の今後の方向性を定め、政策を推進していく礎となる計画だと思う。新型コロナへの対応や高度情報化の推進，SDGsやレジリエンス等，重要な社会経済情勢の変化への対応が位置付けられていることも評価できる。 ・ 行政だけでなく，市民の理解と事業者の協力が不可欠であり，事業者と行政でしっかり連携し，取組を着実に進め，その成果内容が私たち市民にしっかり届くよう，情報を発信してもらいたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	40	<p>次期計画では，市民の日常生活の基盤となる建築物の安全を確保し，より良質なものに誘導することによって，建築物に関わる事故や災害から市民の暮らしといのちを守るとともに，歴史都市・京都の魅力あるまちなみを後世に引き継いでいくことを目的に，レジリエンス戦略やSDGs，コロナ禍等の社会動向を踏まえつつ，これまでの取組を発展的に継承し，「質の高い建築物の供給促進」，「既存建築物の安全性確保と活用促進」，「歴史的なまちなみの保全と防災性の向上」，「円滑な建築関係手続の推進」及び「事故・災害時に迅速に対応できる環境の整備」の5つを柱に掲げた建築物の安心安全対策を推進していくこととしています。</p> <p>これら取組を官民協働で進めていくため，引き続き，学識経験者，関係団体，行政機関からなる「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」において，進行管理，役割分担，合意形成を図るとともに，各種取組内容及びその成果について，市民の皆様への情報発信に努めてまいります。</p>
(2) その他の御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の達成状況について中間報告等が必要なのではないかと思う。 ・ 指導強化や制度運用は行政側の工夫で実現できそうだが，公民協働や地域社会での定着などは，ハードルが高いと感じる。 ・ マスメディア，ポータルサイト等を活用し，5つの柱について市民への周知をもっと広げるべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	32	<p>次期計画に掲げる取組を着実かつ計画的に推進していくため，評価指標を設定し，年に1回，推進会議において進捗状況を取りまとめ，結果を公表してまいります。</p> <p>次期計画の実現には，市民・事業者・関係団体の皆様の御理解と御協力が不可欠であるため，推進会議による進行管理の徹底と市民の皆様への情報発信に努めてまいります。</p>

2 柱1 質の高い新築建築物の供給促進について（53件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 柱1全般について賛同する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> • これまでは、新築・既存問わず多様な建築物の安全性をいかに担保するかが重要だったが、今後はそれにとどまらず環境や地域社会に寄与することが求められており、その要素がきちんと含まれている計画案になっている点は素晴らしいと思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	2	<p>全ての人にとって安心安全で環境に配慮されており、地域と調和した、より一層良質な新築建築物の供給が促進されるよう、取組を進めてまいります。</p>
(2) 建築物の良質化に向けた社会全体での意識の底上げに関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> • 市民感覚としては、安全な建築物を提供してもらえることは当然であるという認識であるため、安心安全という観点から、社会全体の意識の底上げを図ることは大きな課題である。建物の安全性などについて所有者の意識を高めることは、良質な建物を供給することに大きく繋がると思う。 • 講習会等のイベントをしてもらえれば、建築関係者の理解も深まり、違反建築物もずいぶん減ると思う。法改正に伴う市からの案内について、伝わりやすくする工夫が必要である。また、施工の良質化を図ることも重要であると思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	8	<p>良質な建築物の供給を増やすには、良質であることの価値が適切に評価され、広く社会に認識・共有されることが重要であると考えており、今後5年間では、良質な建築物情報の発信など、その基礎となる「建築物の品質・性能の見える化」の取組を進めてまいります。</p> <p>また、指定確認検査機関や建築関係団体等と連携し、法令の運用や制度解釈に関する共同勉強会・研修会の実施等、官民相互のスキルアップにつながる取組を進めてまいります。</p>
(3) 良質な建築物に求める要素に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> • 質の高い新築建築物の供給促進において、バリアフリーや省エネ性能等の向上を推進していくことは重要である。介護しやすい住宅への可変性、日本の気候風土を活かした工夫（京都らしさへの配慮等）、新しい生活様式に合わせた感染症予防の観点からの住宅・建築物のあり方等についても検討してもらいたい。 • 質の高い新築建築物の供給が促進されることは良いが、ハイスpekな基準が標準にならないような配慮が必要である。コストアップになりすぎて、逆に供給が進まなくなる可能性もある。 <p style="text-align: right;">など</p>	16	<p>法令や条例で定める水準以上の品質・性能を有する建築物や京都の文化継承に資する建築物等、より一層良質な建築物の供給を促進してまいります。</p> <p>また、良質の水準は進化・向上していくことから、関係団体等と連携し、取組の検証・再評価を適宜行い、京都における良質な建築物像を浮き上がらせることで、目標とする姿を更新してくよう努めるとともに個々の事情や考え方に応じて良質化を進めていただくに当たって、参考となる方法や選択肢を示すなど、今後の情報発信の充実に努めてまいります。</p>

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
(4) 建築物の品質・性能の「見える化」の推進に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い新築建築物の供給促進にあたっては、その質（例えばバリアフリー化）を必要とする人に、判断しやすい具体的な情報を公表することで、必要とする多くの人が使用され、更なる需要を喚起し、より一層進んでいくと考える。 ・ 「質が高い建築物」の定義を明確にして、不動産取引で有利になる仕組みを作れば、「質が高い建築物」が普及するのではないかと。 ・ 評価ツールの検討、開発を行うのであれば、建築主・事業主に理解を得られやすいように、優れた木材利用の参考事例をHPへ表示するなど、取組をポジティブに感じられるようにしてほしい。 ・ 建築物の品質、性能の見える化は、これまでも課題とされてきたことである。これを機会に、京都市が全国の議論をリードしてほしい。 ・ 法的な基準以上のことを事業者を求めることとなるため、事業者にとってもメリットとなる面にも焦点をあてる必要がある。 ・ 良質な新築建築物の供給に対して建築主・事業主に理解を得られやすいように、提案力のある建築士と行政がタッグを組んで、より良い建築物を発信、提案していく取組が必要に思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	16	<p>より一層良質な新築建築物の供給促進を図っていくうえで、建築物の品質・性能に関して公表される情報が充実し、誰にとっても分かりやすく容易に入手できる「建築物の品質・性能の見える化」の取組を進めることが有効であると考えています。</p> <p>不動産市場での誘導策として、建築物の品質・性能を見える化した情報を不動産取引時に明示するなど、市民、事業者の双方にとってメリットを感じることができる仕組みづくりについて、関係団体等と連携して研究、検討を進めてまいります。</p>
(5) 地域と調和した建築計画の誘導に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と対話を行いながら建築計画を進めることのできる制度の充実、宿泊施設以外にも広げるべき ・ 事前協議の充実は重要なことではあるが、地域にとって負担ともなる。地域が自分達で課題解決に取り組める力を持てるよう、支援が必要ではないかと。 <p style="text-align: right;">など</p>	6	<p>これまでに、大規模な集客施設や中高層の建築物、特定の共同住宅、葬祭場など、社会的な関心が高まった施設について、順次、事前説明制度を設けてきました。今回、更なる制度の充実として、地域との調和が求められる宿泊施設全般について、より早い構想段階で、地域と事業者の対話の機会を設ける新たな手続要綱を制定し、令和3年4月1日から施行いたします。</p> <p>宿泊施設を対象とした事前説明手続では、地域と事業者が相互理解を深め、効果的な意見交換が行えるよう、手続に関する</p>

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
		説明や地域と調和した宿泊施設の事例を記載した手引きを作成するなど、自主的解決に向けた取組を行ってまいります。 いただきました御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
(6) その他の御意見		
<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅物件については、省エネ性能や10年保証など、水準が上がってきているが、中古住宅物件の方が課題が多く、重要である。 など 	5	既存の建築物についても、より一層の品質・性能の向上が図られるよう、良質であることの価値が適切に評価され、広く社会に認識・共有される仕組みについて研究・検討を進めてまいります。

3 柱2 既存建築物の安全性確保と活用促進について（95件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 柱2全般について賛同する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> 新しく供給するものの性能だけでなく、既存の建築の安全性を確保していく方向性も示されているのが、歴史都市ならではのと思う。 	1	建築物に関わる事故や災害から市民の暮らしといのちを守るとともに、歴史都市・京都の魅力あるまちなみを後世に引き継いでいくため、新築建築物と既存建築物の双方の安心安全対策を総合的かつ効果的に進めてまいります。
(2) 危険・違反建築物の未然防止及び指導強化に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> 事故・災害の発生時に安全に避難でき、人命救助が行われるよう、建築物の指導や点検をしっかりと行ってほしい。 特別養護老人ホーム等の福祉施設、旅館業、飲食店などの手続を担当する行政機関や消防局との情報共有、相互連携により、適法性の確保を図る取組を市民や事業者に見えるよう行動することにより、違反を抑止する効果を期待する。 事業者や資格者の認識不足等により法不適合とならないよう、講習会を行うなど、正しい知識を広く普及するイベントをしてもらえれば、違反建築物はずいぶん減ると思う。 など 	14	危険・違反建築物に対しては、建築物や市街地の安全確保のために必要な指導を引き続き実施するとともに、不特定多数が利用する建築物への重点的な査察の実施や定期報告未実施の所有者に対する個別の働き掛け強化等、既存建築物の安全性確保に向けた取組を充実・強化してまいります。 また、現行計画から取り組んでいる行政機関の連携体制に基づく日常的な情報共有、合同立ち入り調査の実施等については引き続きしっかりと取り組むとともに、市民の皆様への情報発信のあり方も含め、より効果的な取組を検討してまいります。 さらに、指定確認検査機関や建築関係団体等と連携し、法令の運用や制度解釈に関する共同勉強会・研修会の実施等、官民相互のスキルアップにつながる取組の充実を進めてまいります。

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
(3) 定期報告制度の社会への定着に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告について、改善計画の履行確認を行うなど、維持保全が着実に進むような対策が必要である。 ・ 調査士のレベルアップを図る取組が必要だと感じる。 ・ 調査結果と改善策について、調査者から所有者に確実に伝えることが重要である。 ・ 定期報告の必要性について市民理解を得られる普及啓発が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>	2 2	<p>既存建築物の維持保全が徹底される環境を整備していくうえで、定期報告制度の活用は効率的かつ効果的な手段であると考えています。今後5年間では、定期報告の対象建築物については、有資格の調査者によって定期的な検査が行われ、その結果に基づき、所有者によって適切な維持保全が行われる環境整備を進めるため、未報告建築物に対する査察等、所有者への個別の働き掛け強化や報告のあった建築物に対する抜き打ち査察の実施等、調査者と所有者双方に向けた取組を充実・強化してまいります。また、定期報告結果のさらなる活用により、建築物の利用者等に対し、安心安全情報の提供の充実を図ってまいります。</p>
(4) 建築物の維持保全に関する御意見		
<p>【既存不適格対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市内は古い建築物が多く、地震等の災害時には多くの建築物が倒壊する恐れがある。災害時の被害を未然に防ぎ、被害を最小限にするためにも既存建築物の安全性確保は重要。助成制度を利用した旧耐震、吹付けアスベストの解消の取組に期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>	5	<p>耐震化対策及び吹付けアスベスト対策については、支援制度の活用を促し改善に取り組んでいただけるよう、引き続き、優先的かつ重点的に取り組んでまいります。</p>
<p>【その他の御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都の町は家が密集しているので火災の心配がある。「耐震」にある程度の共通理解があると感じるものの、「防火・避難」は、まだまだ意識が低いように感じる。市民意識を高める取組が必要。 ・ 旧耐震のマンションや将来的に増加が懸念される管理不全マンションについて、危機意識を持った対応を検討すべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	6	<p>令和元年度に推進会議で作成した、主に木造住宅を対象とした、ソフトとハードの両面の防火対策に関する啓発リーフレットを活用するなど、関係部署とも連携しながら、防火・避難に関する普及啓発に努めてまいります。</p> <p>また、本市では、平成24年に策定した「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に基づき、歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に暮らし続けられる災害に強いまちづくりを進めるため、地域と行政が一体となって「防災まちづくり」に取り組んでいます。引き続き、当方針に基づく取組を進めてまいります。</p>

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
		<p>管理不全マンションの安全対策については重要な課題であると認識しており、引き続き、旧耐震基準のマンションにおける耐震改修の支援や、高経年マンション専門家派遣の実施などの取組を行ってまいります。</p>
(5) 建築物の品質・性能の「見える化」の推進に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告対象建築物にばかりに目がいつているようで、住宅が視野に入っていないのではないか。良質な既存住宅の流通促進は重要であり、「どの住宅が、どのように良質か」消費者に伝える仕組みが必要である。評価する仕組みづくり、普及促進に向けては、官民連携して検討していく必要がある。 ・ 中古住宅物件の活用促進のため、不動産業界・金融業界・行政が連携して、取り組んでいくべきである。 ・ 良質な建築物を増やすためには、新築・既存ともにファイナンスや税制と関連づけた施策により、建築主・事業主等の理解が得られやすくなるようなインセンティブが創出（動機付け）される仕組みづくりが肝要かと思う。（優良物件のHP公表、表彰だけでなく、資金の助成や、固定資産税、相続税の減免、保険制度との連携等といったメリット等） ・ 定期報告概要書の閲覧制度だけでなく、定期報告の結果を積極的に公開・発信する仕組み（ホームページでの良物件・違反物件の公表）や維持保全の状況を評価・表示する制度など、定期報告や維持保全のインセンティブを与えるような既存建築物対策に期待する。 ・ 定期報告概要書のインターネット公開が可能か、リーガルチェックをしっかりとすべき。 など 	4 3	<p>適切に維持管理された健全で安全な建築物の一層の活用を図っていくうえで、建築物に関して公表される情報が充実し、誰にとっても分かりやすく容易に入手できる「建築物の品質・性能の見える化」の取組を進めることが有効であると考えています。</p> <p>定期報告対象建築物を優先して、定期報告概要書の内容を広く公開する取組を先行して進めながら、住宅を含め建築物全般の安全性能を適切に評価する仕組みとともに、不動産取引において、建築物の品質・性能を見える化した情報を明示するなどの不動産市場での誘導策を関係団体等と連携して研究、検討を進めるなど、市民、事業者にとってメリットを感じることが出来る仕組みづくりの取組を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>定期報告概要書の内容等の情報公開に際しては、個人情報保護法その他関係法令を遵守して実施いたします。</p>
(6) 空き家の活用・適正管理に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の老朽化が進むと周辺環境に悪影響が及ぶので、再生・活用を促す取組を進めてもらいたい。 など 	4	<p>本市では、平成29年に策定した「空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生の予防や空き家の活用、空き家の適正管理、跡地の活用等の取組を推進しています。引</p>

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
		き続き、専門家や事業者等と連携し、総合的な空き家対策を進めてまいります。

4 柱3 歴史的なまちなみの保全と防災性の向上について（62件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 柱3全般について賛同する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> 京町家等の歴史的な建築物や路地を有する京都らしい景観を次の世代に継承しつつ、防火性を向上していくことは、これからの京都にとって非常に重要なことであると思う。 京都らしい街並みを残していくことは大事なことだと思うが、災害があっても安心して暮らせるよう、安心して安全なまちづくりや、外観のみを京町家風にして建て替えるなどの取組を進めてほしい。 安全性を高めつつ、歴史的建築物を保全しようとする取組は素敵だと思う。 京都の町並みを守り、次世代に伝えていくためには必要な取組かと思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	10	歴史的なまちなみの保全継承と安心安全の両立は、歴史都市・京都のまちづくりに欠かせないものです。今後とも、景観や京町家等の関連施策とも連携しながら取組を進めてまいります。
(2) 柔軟かつきめ細やかに対応できる保全型の制度運用の構築に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> 京都らしい風情を残す歴史的建築物を活用した店舗などは非常に魅力的である。法適用除外制度がより簡易的で分かりやすい制度となり、周知されればよいと思う。 市内中心部は、地価が上がり、若い世代が新たに住宅を取得して住むということが難しくなっている。路地奥の再建築不可物件であれば、何とか手が届くかもしれないが、安全面が課題であると思う。京都の魅力の一つでもある路地が、法律上の問題によってなくなることのないよう、積極的に取り組んでほしい。 町家に住んでいる者にとっては、増築するにもどうしたらいいのかわからない。町家を残して増築は可能なのか。 <p style="text-align: right;">など</p>	18	これまで、歴史都市・京都が抱える課題解決のため、再建築不可であった路地沿いの建築物の建て替えが可能となる制度の構築や歴史的に価値のある建築物の活用に際して建築基準法の適用を除外する条例の制定など、様々な制度を整備してまいりました。これら各制度について、よりわかりやすく、個々の状況に応じて柔軟かつ円滑な対応が可能となるよう、制度運用の更なる改善とともに、情報発信を行ってまいります。

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
(3) 防火改修等の技術開発や減災文化等の継承の推進に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の建築技術や意匠上での工夫などを後世に残していく取組が必要と思われる。 ・ 歴史ある建築物の意匠と現代に求められる安全性の両立に向けて、木製防火雨戸の開発のような改善を引き続き進めてほしい。 ・ 京町家の保全と安全性の両立は難しい問題である。伝統的な意匠を残しながら耐震化・防火改修を行うことは技術的に可能なのか。 など 	7	<p>既存建築ストックの活用、木造建築物の整備推進の観点から、建築基準法の改正等により、近年、木造建築物の安全性確保のための技術に選択の幅が広がってきています。また、本市においては、法制度の柔軟な活用や、木造建築物の防火対策に係る技術開発を進めているところです。</p> <p>また、「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業」により、京町家を含む木造住宅の耐震改修、防火改修に対して、支援を行ってきたところです。今後とも、これらの取組を通して、歴史性と安全性の両立を進めてまいります。</p>
(4) 歴史的建築物の活用や路地再生の地域社会での定着に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の適用を除外する制度は、全国でも珍しいと思う。制度が知られば需要はあるのではないかと思う。リフォーム番組で取り上げてもらうなどして、制度を活用できるかも、と思う人を増やすことが重要だと考える。 ・ 活用事例について分かりやすく情報発信し、活用のハードルを下げる必要がある。 ・ 路地再生は、行政の規制誘導だけでは、なかなか進まないと思う。空き家対策、京町家の保全、防災まちづくりなど、様々な取組を一体的に進めていくことが必要だと思う。 など 	18	<p>歴史的な建築物の活用や路地の再生を実現するには、市民や事業者に広く制度を知っていただくことが重要です。関係部署と連携し、助成制度を含む関連施策と一元化した情報を事例とともにわかりやすく発信するなど、制度の普及を進めてまいります。また、官民連携での事業モデルの構築を進めてまいります。</p>
(5) その他の御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使える、使われる制度にするためには、資金面、モチベーション向上など、法律面以外の要素への対策も重要である。 など 	9	<p>制度を実際に活用するに当たっては、行政、所有者はもとより不動産事業者、設計者、金融機関など、様々な主体の関わりがあるため、これらの主体が積極的に関わっていただけるよう、事業モデルを構築し情報発信をするなどの取組を進めてまいります。</p>

5 柱4 円滑な建築関係手続の推進について（56件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 柱4全般について賛同する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> 円滑な建築関係手続の推進が計画に加わったことは、大変意義のあることだと思う。 デジタル化や働き方改革の流れにおいて、手続についてもさらなる合理化を進めるべきである。 	2	ICTの戦略的かつ積極的な活用を検討することにより、建築関係手続のオンライン化やデータベースの構築、オープンデータ化などを図ることで、行政サービスの向上はもちろん、働き方改革やウィズコロナ・アフターコロナ社会への対応に取り組んでまいります。
(2) ICTの活用による建築関係手続の合理化に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> 定期報告のみではなく、他の手続もすべてオンラインで申込みできるように進めてほしい。 AIやICTを推し進める人材が官民ともに必要だと思う。建築とICTの両方に強い人材育成、組織改編等（建築都市デジタル課の創設等）が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>	37	建築関係手続のオンライン化については、提出者とのやり取りが比較的少ないものの、件数が多く、導入効果が大きいと考えられる定期報告業務から進めていくこととしています。また、その他の手続についても加速化している国のデジタル化に係る動向を注視しながら検討を進めてまいります。 また、運用段階においては、職員研修の継続的な実施など、組織的に対応できる体制を整備したいと考えています。
(3) 公民協働による人材育成・情報共有の取組の充実に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> 確認審査や検査の知識共有、取扱の共有化など、公民協働の取組を積極的に行ってもらいたい。 もっと民間を動かす視点（民間のニーズを把握する視点）を持つべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	9	指定確認検査機関との協働による、「建築法令実務ハンドブック」の改訂や勉強会・研修会等、公民協働によるノウハウ共有・人材育成の取組を充実してまいります。 事業者・行政の双方の業務の効率化に資する取組について、関係団体等と連携しながら検討してまいりたいと考えています。
(4) その他の御意見		
<ul style="list-style-type: none"> オンライン化だけでなく、提出書類の簡素化も並行して進めていただきたい。 各種手続の体系的整理をぜひ行ってほしい。縦割りで、横の連携がないように感じることもある。 <p style="text-align: right;">など</p>	8	オンライン化の効果を最大化するためにも、業務、手続の合理化が必要であり、申請書類の押印の廃止や添付資料の簡略化など、建築主・関係事業者の手続負荷が最小限となるよう努めてまいります。 各種手続の連携・円滑化については、関係部署と連携して市民目線、事業者目線による検討を進めてまいります。

6 柱5 事故・災害時に迅速に対応できる環境の整備について（16件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
(1) 柱5全般について賛同する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに復旧・復興できるよう，応急危険度判定の合理化や発災時における公民連携での業務継続体制の充実等に取り組んでほしいと思うし，そうしたことがきちんと盛り込まれている計画案になっている点は素晴らしいと思う。 ・ 事故や災害の時に，京都市内の建物に対して復旧できるように対応できる準備をしてもらえるのは心強い。過去の事例や他府県の災害時の対応で良いものは取り入れてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>事故や災害の発生時に，迅速かつ適確に緊急対応を行いながら，復旧・復興に関係する平常業務も進めることのできるよう，ICTの活用による応急危険度判定業務の合理化を進めるとともに，関係機関・団体等との連携体制を継続しつつ，災害時における窓口対応等の更なる充実を図ってまいります。</p> <p>地震時被災建築物応急危険度判定業務については，近畿圏内の府県や政令市等が参加する行政会議において相互応援等の取り決めをしています。また，過去の対応事例等に関する情報共有を行うとともに，その内容を踏まえてマニュアルを更新するなど継続的に取り組んでいるところです。</p>
(2) ICTの活用による応急危険度判定業務の合理化に関する御意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年，災害も多いので，ICTを活用した応急危険度判定の整備が進むと，市民・行政双方にとってメリットが大きいと感じる。 ・ ICTの活用は重要だが，万一の事態（災害時の通信網や保管場所が被災する等）に備えてのバックアップ及びアナログの併用検討も同時に必要であると思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	12	<p>応急危険度判定業務においては，市内で大規模な地震が発生した場合，一定期間内（10日間程度）に，数万棟の危険度を判定する必要があるため，ICTの活用により合理化を図るとともに，市民が避難所等にいながらも，自宅の判定結果をインターネットの地図で閲覧できるようにしてまいります。</p> <p>また，災害時における万一の事態（電源喪失，通信途絶，施設被災によるシステム損傷等）に備え，臨機応変に対応できる体制整備も含め，引き続き取組の充実を図ってまいります。</p>

7 その他の御意見・御提案について（25件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都ならではの歴史的街並みの保全に向けた取組（電線の地中埋設，石畳などの道路整備，勾配屋根の和瓦葺のルール化等），各種支援制度等，取組の充実強化により，京都らしい町並みづくりを進め，まちの活性化，観光・賑わい増に取り組んで欲しい。 	25	<p>いただきました御意見を，関係部署とも共有し，更なる安心・安全まちづくりの推進に努めてまいります。</p>

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地を増やせるよう、市内全域で京都らしい街づくりをしてほしい。 ・ 近年、全国的に水害、土砂災害が頻発化・激甚化している。市民に対しハザードマップについて十分に周知することが必要。 <p style="text-align: right;">など</p>		